

風をよむ

No.52 2000.10.05

編集：共産主義者同盟首都圏委員会
発行：ウインドベル・ファクトリー
連絡先：新宿区西新宿7-3-10
山京ビル503-201

定価300円

年6回刊・送料込：2,300円
郵便振替：00170-0-655767

10.10国鉄闘争勝利闘争団支援激励集会

—国労の統一と団結で闘争団の納得のいく解決を—

日時／10月10日（火）18：30開会
会場／九段会館 主催／全労協

沖縄民衆のねばり強い
闘いに連帯しよう！

壮大な無駄と全世界に恥を晒した「サミット」後、またもや日本国首相（いや首脳とか高官とか呼ばれる人々）の余りの体たらくに、怒りより情けなさが先立つ。詐欺に等しい十五年問題の「閣議決定」だけではない。そもそも彼らは普天間基地返還を決定したSACO合意すら知らないのではないか。沖縄タイムスは一〇月一日「緊張感なき政府答弁／失言相次ぐ」という見出しで臨時国会を報じた。こうした中、九月一九日海兵隊司令官はオスプレイ配備を明言。また二五日の那覇空港を一時閉鎖した自衛隊機、緊急着陸問題では「民間でもやっていること」と開き直る始末。しかし、那覇市議会をはじめ各自治体による「地位協定見直し決議」が相次いで採択される一方、二五日、知花昌一さん（読谷）と古波蔵豊さん（浦添）が強制使用認定は憲法違反であると提訴。さらに二八日には嘉手納爆音訴訟第一回公判が開かれた。

支配階級の政治攻勢と対決する 労働者階級人民の政治的準備を

オリンピックの開催期間中、人々は戦争すら止めて、このスポーツの祭典に集ったとか。というたぐいの話しを聞かされたのは、昔々のことだった。この故事に倣ったわけでもあるまいが、我が国の政治過程の動きは常にも増して緩慢である。また、世界的なレベルでも、米大統領選挙を一月に控えて、重要案件は次々に先送りされていく。米国のいくつかの国々では、マスコミをにぎわすオリンピック報道をよそに、政治的な緊迫が高まっている。連邦大統領選挙の結果にかかわるユーゴスラビア、国家情報部顧問の買収疑惑に端を発するペルーなどなど。他方世界システムの中核部においても、問題の先送りにはおのずと時間の限度がある。とりわけバブル経済の崩壊以降、九〇年代

を通じた大不況を経過して、未だにその脱出路を見出しえていない我が国においては事態はいっそう深刻である。この失われた十年を通じて累積した、経済的構造改革の課題、政治的矛盾、政策的課題の滞りは、それ自身が資本主義の世界的大競争から取り残される根拠となつていく。余裕を失った支配階級が、より暴力的な、より過酷な手段によって労働者階級人民にその付けを回そうとし、生き残りを賭けた正面突破を試みようとすることは明らかだ。来年七月の参議院選挙を控えた、今秋から来春にかけての政治過程は、その始まりを告げることになる。これに抗して労働者階級人民に政治的準備の内実を提示し、歴史的にまったく未知の、新しい共産主義運動の展望を切り開くことが問われる。

累積する矛盾と日帝国家の迷走

今号では主として日本国家の国内的な当面の諸問題に即して現状を見ておこう。

さる九月二日、第一五〇回臨時国会が召集された。会

期は二月一日までの七十二日間。冒頭、森喜朗首相は、所信表明演説を行い、IT革命の推進により、五年後には日本を世界の情報最先端国家に

するという「E-JAPAN」構想をぶちあげた。演説を讀み上げた首相本人すら意味を理解しているとは思えないカタカナの羅列そのものが、ど

うしようもない見識の低劣さをさらけ出している。過日亡くなった武谷三男の「技術とは人間実践（生産的実践）における客観的法則性の意識的適用である」という

は措くとしても、いやしくも技術を語るものであるならこ

に向け、迅速な対応を「要求するものであるなら、その変革の内実が語られなければならない。それは少なくとも『われわれの目指すべき』日本型IT社会」は、すべての国民が、デジタル情報を基盤とした情報・知識を共有し、自由に情報を交換することが可能な社会」というような、いま時では小学生でも首を傾げたくなるような無内容なものではないはずだ。日本社会の突き当たっている現在の閉塞状況は、国民にパソコンを買わせて指先を使わせれば何とかなるという類のものではない。いうところの「IT革命」についての評価は（「国民運動としてのIT革命」と

低調な支持率にもかかわらず、「奇妙な安定」を保っている。これは「全員敗者、勝者なし」の、六月総選挙の結果であり、また来年の参院選挙を控えた、つなぎでしかないという、議会議長が「この状態でもある。あるいは来年一月の中央省庁改革に伴うどたばたの付け回しに

の二つになつてはいるが、「韓政府との信義」という形式的な名目によって、日本帝国主義の歴史的植民地支配、戦争責任・戦後責任の問題や、我が国の地方自治のあり方、また北東アジアにおける外交戦略などの問題はすべて不問に

教育基本法の改悪をかねてから公言してきた。「所信表明演説」でも、教育基本法の「見直し」に取り組むことを明言している。故小淵首相によって設置された、首相の私的諮問機関「教育改革国民会議」（江崎玲於奈座長）は、九月二日「教育を変えよう」と題する中間報告をまとめた。森首相に提出した。さらにこの「教育改革国民会議」は作業を続け、年内にも最終報告をまとめる予定という。これを受けて来年一月の通常国会を「教育改革国会」として政府与党への国民の支持を集めるといふのが、森首相のシナリオであるといわれる。「報告」の内容は、必ずしも政府の意に添うものではない。なかっただとも言われているが、それでも教育基本法改正の意

の例では徴兵制度に付随して行われていることを想起しておく必要がある。少年による深刻な殺傷事件の多発や、学校教育環境の荒廃が進むなどの事態の中で、教育問題への社会的関心はきわめて強いといわれる。教育問題は、ポピュリズム的政治手法の扱う定番でさえある。こうしたなかで学校教育の国家主義的再編と、子どもたちへの抑圧が著しく強められている。昨年八月、かの一四五国会における反動立法の大量生産の中で、国旗・国歌法が成立した。その結果、本年六月二日の文部省の発表では、今春の卒業式・入学式で「君が代」を斉唱した公立校は、小・中・高校ともに全国平均で九割を超えたという。「日

教育基本法改悪

問われているのは日本
の国家と社会のあり方

また参院比例代表選への「非拘束名簿式」の導入をもくろむ公職選挙法の改定が行われようとしている。他方ますます膨れ上がる議会議長主義政治への不信に対して、国民を慰撫するためにあっせん利得処罰法が審議されることになる。また、大きく変動する北東アジアの政治情勢に促されて、永住外国人地方選挙権付与法案が、今国会での審議の焦点

しかし、にもかかわらず、長期にわたる経済的停滞と増大する社会不安に対して、国家主義的強化を持つてこの危機的状況を乗り切ろうとする、支配階級の政治攻勢の意図もまたあらわになつていく。すなわち、教育基本法の改悪であり、有事立法であり、九条改悪の攻撃である。いわゆる文教族である森首相は、「教育勅語」の礼賛、

奉仕活動なるものは、諸外国

の例では徴兵制度に付随して行われていることを想起しておく必要がある。少年による深刻な殺傷事件の多発や、学校教育環境の荒廃が進むなどの事態の中で、教育問題への社会的関心はきわめて強いといわれる。教育問題は、ポピュリズム的政治手法の扱う定番でさえある。こうしたなかで学校教育の国家主義的再編と、子どもたちへの抑圧が著しく強められている。昨年八月、かの一四五国会における反動立法の大量生産の中で、国旗・国歌法が成立した。その結果、本年六月二日の文部省の発表では、今春の卒業式・入学式で「君が代」を斉唱した公立校は、小・中・高校ともに全国平均で九割を超えたという。「日

の段階で、九八・九九%に達しているともいふ。これへの実にささやかな抗議・抵抗に対しては、処分攻撃が乱発され、教員や、子どもたちに対する強い政治的圧力が加えられている。また九月二日に

は「新しい歴史教科書を作る会」提案で、扶桑社が文部省に検定申請している二〇〇二年度中学歴史教科書に、韓国併合が「日本の安全と満州の権益を防衛するには必要」だったとするなどの反動的記述があることが「子どもと教科書全国ネット21」の調査で明らかになった。

他方、今国会では刑事罰対象年齢を一六歳以上から一四歳以上に引き下げるなどの厳罰化を狙った、少年法改悪案が審議されている。だが「青少年が『殺人』で検挙される割合は、戦後一貫して低下している」（広田照幸『朝日新聞』九月）との冷静な指摘があることを忘れてはならない。

この記事では「青少年の凶悪化」報道もたらされる原因を、①「凶悪非行への関心を喚起しようとして警察庁などが発表する、部分的で短期的な数字や解釈をメディアが無批判にたれ流している点」、②「ごく例外的におきる重大事件に対して、必要ならまでに微細に報道し、解釈しようとするメディアのあり方」に求めている。今日の社会状況への認識の問題は別として、厳罰化が犯罪を抑止するとの単純な見方に対する批判的視点として尊重されるべきであろう。いずれにしても「教育改革国民会議」の「中間報告」が自ら認めているように、「教育基本法を改正すれば、直ちにいじめが減少するとか、青少年の凶悪犯罪が発生しなくなるというものではない」のは誰が考えてみても明らかではないか。まず問われるべきはこの日本の社会と国家の根本的なあり方なのである。

有事立法

革命的抵抗権の論理とその発動のための準備

「所信表明演説」は、有事立法についてもあからさまに語っている。「有事法制は、自衛隊が文民統制の下で、国家、国民の安全を確保するために必要」とし、「法制化を

めざした検討を開始するよう政府に要請するとの先般の与党の考え方も十分に受け止めながら、政府としての対応を考えてまいります」という。いかにも二流、三流の政治家らしく、語尾は曖昧だが、有事立法が射程に入ったことは知ることができる。だがこれだけでは余りに粗略に過ぎる。ここではあわせて触れられている今年度終了予定の中期防衛力整備計画に続く、次期の防衛力整備計画（二〇〇一～〇五年度）策定の動きをみておこう。

さる七月二八日、虎島防衛庁長官は、閣議で二〇〇〇年版防衛白書を報告した。防衛白書の問題点は多岐にわたるが、さしあたりの顕著な問題としては、①中国、北朝鮮を念頭に置いた日米共同軍事同盟の強化であり、②これもまた米軍との共同作戦を想定した有事立法の制定の動きを指摘することができる。

①については、米統合参謀本部の戦略目標報告書「ジョイントビジョン2020」と

の整合性が強く意識され、とりわけ中国を将来の仮想敵国と想定したTMD（戦域ミサイル防衛）の日米共同開発を意図していることは明らかだ。

②については、有事法制は「国民の生命、財産を確保するために必要で、平時においてこそ備えておくべきだ」と断言されている。防衛庁段階では法案作成準備は、自衛隊関係で所管省庁が明確な法令（第一、第二分類）についてすでに基本的な作業は完了していると思われる。また住民の避難誘導や、捕虜の取り扱いなど所管省庁がはっきりしない第三分類については、内閣安全保障・危機管理室が検討しているとされる。恐らくここまでについての準備はすべて進んでいるからこそ、白書や所信表明での言及がなされたのである。具体的な審議にかかるとすれば、それは来年一月の中央省庁改革が、実行されてからだろう。

そしてさらに防衛庁は、この八月二〇日までに、日本有事の際に自衛隊と共同対処す

る米軍の作戦行動を円滑に進めることを目的とした「米軍有事法」制定に向けた本格的な研究作業に着手する方針を固めたという。米軍が必要とする土地施設の取用・提供、道交法・航空法などの国内法令の適用除外などが検討されることになる。この作業に踏まえてさらに、日本有事に対応した「日米物品・役務相互提供協定（ACSA）」拡大適用が検討されるという。すでに八月二二日、主として東京を防衛するといわれる陸上自衛隊第一師団（司令部・練馬駐屯地）の、対ゲリラ戦のための予算要求が行われていることがわかった。また離島へのゲリラ攻撃・侵攻にたいする六六〇人規模の西部方面普通科（歩兵）連隊も九州に新編成するという（長崎県に駐屯予定）。八月二六日、防衛庁は、二〇〇二年度、米国の軍事訓練場に陸上自衛隊を派遣して、初めての本格的市街戦演習に取り組む方針を固めている。なるほどこうして考えれば、先日の九月三日に

なればならない理由はない。「天皇は、日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。」

行われた、防災に名を借りた、大規模治安出動訓練実施の流れも、指揮官気取りの石原慎太郎のはしゃぎぶりとは多少異なる文脈で読めてくる。東京における自衛隊の出動訓練に連動して、この時期、東京周辺の米軍の部隊行動も確かなに行われたのであった。こうした国家緊急権の発動に抗する、労働者階級人民の革命的抵抗権の論理の明確化と現実的なその発動のための具体的準備を促すことは避けられない。

改憲

国家と法の廃絶を見据え反改憲の準備を

本年一月に国会にはじめて設置された憲法調査会では、五年をめどとして、国会議長に報告書を提出するものとしている。憲法学者による参考人質疑や、「学生とともに語る憲法調査会」での意見聴取を経て、四月後半からは委員

による自由討論が始まった。六月の衆院選挙を経て、八月三日には新メンバーによるはじめての衆院憲法調査会全体討議が行われた。この経緯の中で、当初、改憲派＝自民・保守・自由、護憲派＝共産・社民、論憲派＝民主・公明など色分けされてきたが、早くも論憲とは、改憲の別名に過ぎないことが明らかになってきた。また調査期間についても五年にこだわらず、早期に意見を取りまとめ、改憲案の作成に入るべきとの趨勢が顕著になってきている。「三年で論憲は終わる」などの発言が公然と行われている現実がある。また論点としては、環境権など新しい人権概念や、首相公選制などについても検討が行われたものの、結局のところそれらは付け足しに過ぎないこと、改憲派のねらいはやはり九条二項の、戦力不保持・交戦権否定したがってまた集団的自衛権否定の内容を覆すことにあることがますますはつきりしてきた。

日本国憲法九条はいう。

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」

しかし周知のとおり、この条文はもはやまったくの空文となってしまうている。今日では、米帝国主義との緊密な政治的軍事的同盟とその下に置かれた日本帝国主義の軍勢力とに支えられて、そのアジア再支配が行われていることを認めないものはない。これが戦後一貫した日本の支配階級の強い要求によって実現されてきた事だ。そして今日、我が国支配階級は、こうした実際の効果にとどまることに飽き足らず、この自ら招き寄せた、現実と憲法との乖離をもって、改憲の根拠としてしようとしている。これを鉄面皮と呼びたい。

の整合性が強く意識され、とりわけ中国を将来の仮想敵国と想定したTMD（戦域ミサイル防衛）の日米共同開発を意図していることは明らかだ。②については、有事法制は「国民の生命、財産を確保するために必要で、平時においてこそ備えておくべきだ」と断言されている。防衛庁段階では法案作成準備は、自衛隊関係で所管省庁が明確な法令（第一、第二分類）についてすでに基本的な作業は完了していると思われる。また住民の避難誘導や、捕虜の取り扱いなど所管省庁がはっきりしない第三分類については、内閣安全保障・危機管理室が検討しているとされる。恐らくここまでについての準備はすべて進んでいるからこそ、白書や所信表明での言及がなされたのである。具体的な審議にかかるとすれば、それは来年一月の中央省庁改革が、実行されてからだろう。

いのか。だが他方では、この現実と法との乖離が、今日の社会のありように反映された、戦後日本の歴史の、倫理的空白、精神的虚脱をももたらしていることも間違いない。それは同様に日本国家の、アジアと世界における戦略的立場でもいふべきものの不在の根拠ともなっている。もはやこうした事態は支配階級にとつて我慢も猶予もならない案件になった。こうしたことから、相当のハイペースで、改憲攻撃は現実のものとなるとみなければならぬ。さしあたり、次の参議院選挙（来年七月）における争点の重要な一つになることは疑いない。

われわれの目標は人の人に対する支配、したがって階級支配一般の廃絶であり、それゆえ、国家とその法による支配の廃絶である。どのような民主的な国家の民主的な基本法もその例外ではない。まして、その第一章で九条までの第一条から第八条までの条文すべてによって、天皇制の法認を行う日本国憲法を擁護し

第三インターマルクス主義の失効を刻印し、未踏の共産主義運動へ！

日本共産党は、九月一九日、

第七回中央委員会総会を開き、そこで一月に予定される第二回党大会への議案が提案された。規約改定案では党の目的や性格付けを盛り込んだ前文を全面削除することとなった。その結果、規約から、社会主義革命、階級闘争などの文言が追放されることになった。また大会決議案では「必要に迫られた場合には、主義の一つの系としての、日

存在している自衛隊を、国民の安全のために活用すること

は当然である」との見解が盛り込まれた。さらに関連して、不破委員長は、次回大会後に党へと自らを組織換えする道程の、記念すべきもう一歩が踏み出されたというべきであろう。であるならば、この歩みは、イタリア共産党のわだちを踏んで、共産党の名称を振り捨てるころまでとどまることはしない。

本共産党が、最終的に、その革命政党としての性格を払拭し、議会制民主主義の国民政

程の、記念すべきもう一歩が踏み出されたというべきであろう。であるならば、この歩みは、イタリア共産党のわだちを踏んで、共産党の名称を振り捨てるころまでとどまることはしない。

こうした歩みにはしかるべき根拠がある。そのことをわれわれは、小さいながらも、この一〇年程考えつづけてきた。めざされるべきは第三インターのタイプのマルクス派共産主義の再興ではない。歴史的にまったく新しい試みが、今日の人類史上かつてなかった時代の条件を承認した共産主義運動の中で行われなければならない。

*** **

「共産主義運動年誌」発刊を祝して

下天のうらみくらぶれば、夢幻の……

以下の拙文は私見にすぎないことをあらかじめお断りしておきたい。

我々は組織活動にかんする指針として以下の三点を九回総会以降（一九九六年）掲げてきた。

第一に、次世代共産主義運動の準備に着手する。／第二に、ネオ／ポスト・マルクス主義政治思想潮流の形成を促進する。／第三に、非権威主義的左翼の結集（ヘゲモニー装置

の構築）をめざす。

我々はこうした政治組織路線の実践・具体化として、プロレタリア通信編集委員会と協同して、「共産主義運動年誌編集委員会結成の呼びかけ」案を作成し、ここ一〇年、「交流を重ねてきた仲間をはじめとする、志を共にする皆さんに、検討と意見表明をお願いし」（経過報告）、共働の事業に参加されることを訴えてきた。二度にわたる「相談会」は、

高寺良一さんが書かれたように「構成メンバー・団体は一定の歴史性をふまえた当事者として、文字どおり異なった立場の交流をはかることになった。」

我々の目的は、「【3】活動の目的と進め方」の第一項の「目的は日本における共産主義運動の主体の再建に資することである。」（修正以前）に尽きる。しかし、字義そのも

じて妥協の産物ではない。こうした修正を施すことによって「共産主義運動年誌編集委員会」が結成されたことの意義はいくら強調してもしすぎることはないと思う。例えば「共産主義運動の主体の再建に資する」とは、「多様な社会変革運動の前進に資すること」でなければならぬのは当然である、と考え、呼びかけた我々であるが、しかし共産主義運動と社会運動との優劣や序列を振りかざす潮流・傾向が存在する中では、このように付加・明記することも必要であり、第二項の「実践に移す」という文言を狭く理解されることを避けるため「理論と実践に関するコミュニケーション」の場とすることである。」と書き改めたことも、また必要な修正であった。

津村洋さんが「【1】情勢と主体」について「四分五裂・分散というレベルを越えて、社会的規定力の著しい減衰状態に陥っている事実からま

いう意見は、全くその通りであり、だからこそ迂遠に見えても「年誌編集委」の活動を、「一般的」ではなく具体的なものとして着手したのであって、総括と転換を共同の事業として行うことが是非とも必要である、我々は考えていたからに他ならない。ただ、阿部正治さんの「これからの議論を深めていくことが必要である」とともに、言葉の上だけでなくその実践が重要となると思う。」という指摘は、十分な検討（我々としては阿部さんの指摘は全く正当であると考えているが）を「年誌編集委」においてなさなければならぬだろう。「コミュニケーション」の内実が問われている。

四月に開催された創刊討論集会で志摩玲介さんがいみじくも語った「若い世代が圧倒的に少なく、女性の参加者に至っては皆無」という「年誌編集委」の現状を踏まえつつも、かつ十全にして十分なことをな

「世間に役に立つ左翼になろう」という故坂内仁さんの遺訓に従い、現在、此処で始めるしかない。

「隗より始めよ」である。

『創刊号』での〈意見と対案〉と

して提起されている「呼びかけ案」の「【1】情勢と主体【2】我々の共通認識」をめぐる激論については、「継続討論」というよりも、今後の「年誌編集委」の活動の中心を占めるものである。文字通りの「共通認識」の獲得が一朝一夕に進み得ないことは、編集委員各位の、それぞれ共認認識であろう。あえて言えば、この案は流石志さんが指摘したように「テーゼ」などではなく「たたき台」にすぎない。村瀬大観さんは、共通の討議のための「呼びかけ案」を、「綱領」として扱い批判されている。しかし「共産主義運動の主体の再建に資すること」と、党建設とは全く別の代物であり、「綱領」ですら、その内容・形式を含め、再審が迫られている。さらに村瀬さんが舌鋒鋭く「反スタが欠落している」という批判も、また同様であろう。

我々は「批判・疑問・意見」を相互に提出し、フェイス・トゥ・フェイスの関係において論争を深めることからまず始めることこそ現状に対する一つの処方であると考えた。第二号は、さらに論点を絞り、各々の意見をすりあわせ、「共産主義運動の主体の再建に資する」方向で練り上げていかなければならない。

最後に、松平直彦さんの意見についてふれなければならないだろう。それは「党論」とも言うべき領域に関わる問題であるが、「この試みが、野合でなく、時代を開く革命政

党の創建を導くとするならば、……」という指摘は「宿題」でもある。しかし正直なところ、我々は「年誌編集委」が「新たな革命党の綱領、戦術、組織の策定に入って行かねばならない。」とは考えていない。「政党そのものの廃絶を課題として押し上げる」という松平さんの記述について、我々は「国家の廃絶（死滅）」「プロ独の死滅」と「革命党の廃絶（死滅）」との関係でさらに攻究することが必要であると考えている。そしてなによりも畑中論文を参照していただきたいが、「党は政治（革命）を第一義とする」という「テーゼ」について、是非公共性ある議論を重ねたいとも希望している。

さて、「年誌編集委」に過大な意味付与は避けるべきであるが、その限りで行いうる領域を広げることが可能でもある。残された時間は少ない。「人間五十年……」、とりあえず『共産主義運動年誌』発刊を祝して……。

大杉 莫

第一一回総会 (二〇〇〇年一月開催) 報告

2000・08・26

共産主義者同盟首都圏委員会

I 第一一回総会の獲得目標

(1) 第一〇回総会における目標設定と
その変更

第一〇回総会は、第一一回総会に向けて以下のおおよそ二つの活動目標を設定した。
① まず、第I号議案「我々の綱領・戦術・組織」において、

「『テーゼ1995』の補足改定作業に着手し、来年夏に中間集約を行いつつ、次回総会を目標に完成を目指すこと。」「具体的には、『テーゼ』A項(共産主義・党・革命)・II、IIIの各項目について、階級闘争・プロ独、党の存在意義の内容を付け加えて補足する。B項(過渡期世界と現代帝国主義)を成文化する。C項(当面の情勢と課題)については、現状の内容を削除し、その時々々の総会において決定される情勢分析・方針に委ね、かわって政治組織活動路線の骨子を入れ、成文化する。A

項については従来のマルクス主義的歴史、社会認識との異同を念頭において我々の基本的立場を示すために必要項目についての解説文書を作成する。」

② 次に、第II号議案「情勢と方針」において、

「九七秋季から、九八反安保闘争の準備、大衆的政治行動の実現を通じた、労働者の政治決起と青年層の組織化と次世代共産主義運動の展望」を切り拓くこと。結果としてみれば、①は九八年八月の党合宿において、一定の集約がなされたが、その後の党活動全般の失速によって停滞し、当初目標を達成する段階にはない。
他方②は、情勢の推移と、諸同志の尽力によって一定の蓄積と成果を上げるにいたっている。
従って第一一回総会は、その獲得目標を、この②の活動の蓄積と成果を確実なものとし、さらに次の展望を見出すことに重点を置くものとする。この課題設定の根拠は、政治的諸

力の客観的存在が、我々の主観的な遅延逡巡を許さない性格のものであることにもよる。また、実践における活動の前進と蓄積によって、理論的活動の発展を促すことも考慮される。

(2) 第一一回総会の課題設定

— 第七回総会以後のこれまでの活動全般を振り返りながら —

上記獲得目標の設定に踏まえて、第一一回総会以下、革命的政治路線の形成と、政治組織指針の深化との二つの課題を設定する。またその内容の確認のために第七回総会以降のこれまでの活動の流れを振り返ることとする。

① 革命的政治路線の形成

第九回総会以後の政治活動の経験、とりわけ沖繩人民の自立解放闘争への連帯活動のなかから、われわれはいわば経験主義的にこの課題への接近を図ってきた。未だ漠然としてはいるものの、今日の世界と日本社会に適合

③ 政治組織活動の計画

以上に踏まえて、政治路線、政治組織活動指針に裏打ちされた政治組織計画の立案とその物質化が求められる。

II 第一〇回総会(九七年八月)以降の活動報告

(1) 政治闘争

引き続き沖繩人民の自立解放闘争への連帯活動に尽力してきた。とりわけ、職場・地域を基礎とする政治決起の構造の形成につとめ、同時にそれが日本の国家社会そのものの変革を促す闘争との連接を提起することにもつぱら心を砕いてきた。そしてその政治闘争の組織化を、職場・地域・学園から担う主体的勢力を社会的に構造化することをめざしてきた。その結果といえるかどうかは未だ心もとないが沖繩自立解放闘争の政治主張における一定のプレゼンスは形成してきたように思う。またささやかではあれ、これに取り組む大衆運動の基盤を形成することができた。

(2) 組織形成

次世代共産主義運動の基礎形成に着手した。これは同時に青年学生運動組織化への条件形成への我々のわずかばかりの寄与でもあった。『風の学校』の開催がこれを実証している。だがその総括が、今後を展望する上で必要とされている。

II 第一〇回総会(九七年八月)以降の活動報告

(1) 政治闘争
(2) 組織形成

☆ 日本帝国主義打倒・日本帝国主義国家解体。

☆ 東アジア環太平洋圏人民連帯・米帝の覇権主義反対。

☆ プロレタリア権力闘争と統一戦線。
ミクロ権力にかかわる闘争と、社会的拠点における政治的コミュニケーションの形成を含むその構造と道すじに解明の光を与える。

② 政治・組織活動の指針の深化、豊富化
この点について、今日にいたる経過を総会ごとに振り返ると以下の通りであった。

【第七回総会(九〇年)】
第三インター・マルクス主義の失効の確認とその総括の視点を以下の四点においてまとめた。

☆ 政治活動の指針

1 侵略と排外主義に反対し、帝国主義と闘う
2 差別と抑圧に反対し、国家主義的統合と闘う。

3 産業主義・経済成長主義に反対し、エコロジー運動を推進する。
4 労働者運動の階級的自立と国際主義的団結を強化する。

5 政治的社会的オルタナティブをめざす人間的共生・連帯運動を推進する。

☆ 組織活動の指針

1 次世代共産主義運動の準備に着手する
2 ネオ/ポスト/マルクス主義政治思想潮流の形成を促進する
3 非権威主義的左翼の結集(ヘゲモニー装置の形成)をめざす

【第一〇回総会】

『テーゼ』の補足改定作業を行い、革命的政治路線形成の作業に着手した。

(3) 理論活動
また、非権威主義的左翼の結集を念頭に置いた、政治潮流形成の基礎作りもささやかながらも実践の途についた。『共産主義運動年誌編集委員会』の結集がこれに相当する。独りよがりの意味付与はまったく害あって利なしだが、それでもこの結集の意味合いは、あながちこうした規定からは外れてはいないように思う。問題は、われわれの言う「非権威主義的左翼の結集(ヘゲモニー装置の形成)」という文言に、どれだけの実質を伴わせるかにあるように思う。

III 情勢と方針
(1) 国際・国内情勢

他方、党的求心力の弱まりがあったことは否めない事実だ。後で述べる理論活動、機関紙活動の停滞にその実態は如実に現れた。これをどう克服するかは、非常に困難ではあるが重要な課題だ。

(3) 理論活動

マルクス派共産主義運動再生の基盤形成を念頭において、種種の理論研究活動に参加しまたその下支えを心がけてきたが、われわれの党活動の観点からすれば分散的であったという評価を免れない。

MR研についてもその発展に尽力してきたが、われわれの理論活動との有機的結合に十分生かされてこなかった。

(4) 機関紙活動

新しい執筆者の形成については、着実に掘り起こしが進められてきた。問題は、機関紙

(2) マルクス派共産主義運動の主体の現在

裂に対する危機感がみなぎりつつある。こうした日本帝国主義の没落と国内政治統合の危機は、同時に政党の危機であり、国家権力のあり方をめぐる政治勢力の全面的な再編が進んでいる。それゆえ他方では、差別主義、民族排外主義の台頭と、労働者階級への広範な抑圧が強められている。

(2) マルクス派共産主義運動の主体の現在

① 変革主体としての左翼(平等主義)の現在

a 民主主義・市民主義派の脆弱性。
b 社会民主主義派の没落と、共産党への追随。共産党の社民化。それらの相互収斂。
c マルクス派共産主義の混迷。

② 第三インター・マルクス主義総括の現段階と、その現実

権威主義的左翼と非権威主義的左翼との相違を、反スターリン主義の主張の検討から見る。核心的な問題は、戦略問題でも、思想哲学の問題でもない。国家(権力)・党・階級の相互関係の中で、党をどう位置づけ、その自己認識をどうもつかにある。

スターリン主義との分水嶺はどこにあったのか? 党の主体⇨実体主義(党・国家・階級一元論)徹底した否定はどのように可能か? 主体⇨実体主義批判を採用するとしても、その代わりに関係主義に組するのではない。関係主義からは政治決定と実践の動機が出てこない。

発行を党活動の集約点として位置づけ、これを実行していくことについての組織的確認の未貫徹である。この点では、九九年の長期休刊という事態は、具体的にわれわれの反省を迫っている。これは当面するわれわれの活動にとっての大きな試練である。なんとしても定期発行体制を再建しなければならない。

III 情勢と方針

(1) 国際・国内情勢

① 国際情勢

すでに繰り返し指摘してきたが、世界資本主義の現局面は、一九七三年前後を画期として新しいステージに入っている。

資本主義の今日的定在としての多国籍企業と信用の爆発的拡大をその内容としている。これによる実体経済と貨幣取引経済との乖離の著しい進行は、南北格差の拡大に端的に示される世界的な富の偏在、貧富の差の拡大などの事態をもたらしている。

帝国主義国際支配秩序は依然として動揺と危機を免れていない。一方の世界的覇権国家としてのソ連の消滅、冷戦体制の崩壊以後、米帝国主義による世界的な規模での軍事的単独覇権が確立された。にもかかわらず、それは安定的秩序とはなっていない。対抗的政治勢力としてのEU、追従勢力としての日本などの世界的強大国、国家間システムとの対抗

関係論的認識に踏まえ、主体的投企としての戦術実践(技術的実践)が行われる。その歴史的社会的、つまり階級的意義は実践の瞬間では不確定である。そして結果としての政治の場の変革が実現されるというほどの認識が求められる。

このレベルから、カルト・スターリン主義⇨反スターリン主義⇨隠れスターリン主義(偽装民主主義)のすべてへの批判がなされる。

他方、共産主義運動の実践を彼岸化して制度としての社会主義に置き換える傾向が存在する。平等主義のベクトルを持つ、改良主義的政策、制度的改良であり、伝統的には社会民主主義と呼ばれる。その今日的再生産が行われており、これと一線を画す必要がある。これらに対する非権威主義的左翼の形成が求められる。

(3) 革命的政治路線と政治組織活動の指針

この点については、焦眉の課題ではあるものの、われわれの現在の力量では未だ、問題意識のレベルを超えることはできない。政治組織指針の深化豊富化ともあいまって、今後の活動の蓄積に期すしかない。従ってここでは項目の列挙にとどまる。

(3・1) 革命的政治路線

革命的政治路線の問題にかかわる歴史的経験。

と協調のバランスはたえず流動している。さらにその変動要因を地域ごとにとみると、大陸国家としてのロシア、中国、インドの存在と動向が顕著なものとして上げられる。アフリカ、南米における貧困の構造化は、地球環境の劣悪化とともに、それ自体が世界的な政治経済の不安定要因となっている。また中核における景気変動が、周縁部の政治的経済的破壊を生み出す。インドネシア、エクアドルなど例がそれを実証している。

世界資本主義の現段階における資本の運動そのものが蓄積構造の破壊を招く。資源、食料、環境、人口など人間の生存条件を規定するさらに深刻な問題が顕在化しつつある。その政治的帰結は未だ不分明だが、アジアの東西における政治的・軍事的緊張に、現状では集約的にあらわされている。

② 国内情勢

情報化資本主義がもたらした日本資本主義の混迷と没落は現実のものとなりつつある。世界の大競争の展開の中で、資本の国際化の立ち遅れ、金融、財政の分離の立ち遅れなど構造的な弱点があらわなものになってきた。ここにいたっても財政依存経済の強固な残存が認められる。

さらにポスト冷戦時代の下での東アジア・国際政治戦略の国家的不在、そしてその不可可能性も露呈しつつある。それゆえに国民的政治統合の契機が、国内外の要因によって分裂する。社会全体に国民的・民族的主体性の分

議会主義、改良主義。

帝国主義戦争を内乱へ。

陣地戦と機動戦。解放区、革命戦争路線。

レーニン以後の革命路線。

とはいえ、経験主義的な確認から、少なくとも意識的な対象化についての最低限度の領域の特定は行っておこう。とりわけ革命的政治路線については議案Iにも記したようにそれは以下の三つの軸の集約される。

① 日本帝国主義国家権力打倒・日本国家解体

国民国家の歴史的衰退と、日本近代国家そのものの根本的批判。

② 東アジア・環太平洋圏人民連帯、米帝国主義の覇権主義反対

世界的政治システムと今日の帝国主義・民族問題。ヤポネシア論など。

③ プロレタリア権力闘争と政治的コミュニケーションの形成

(3・2) 政治組織活動の指針

政治指針として
その深化豊富化のために当面以下の問題が検討される必要がある。

① アンシエーション論の共産主義運動論への読み替え。

② 資本主義批判の徹底化による環境理論へのリンク。マルクス主義における経済と自然の問題。

③ 資本の総過程からの労働者運動の再組織化の視点。

(4) 機関紙活動の改革

組織指針として
その深化豊富化のために当面以下の問題が検討される必要がある。

(5) 当面の政治計画

① 組織活動の多元化。

(6) 次の総会に向けて

② 政治結社としての党の性格付け。諸政治結社による統一戦線の形成。

③ 青年の組織化。

いずれについても我々は既にその緒についている。これを理論的に発展深化し、実践的に具体化することが当面する活動課題になる。さしあたりは諸政治グループ諸個人による『共産主義運動年誌編集委員会』の活動でこうした内容が試される。

(4) 機関紙活動の改革

機関紙における政治主張・政治評論の役割を内容的に明確化することが必要である。従来われわれが確認してきた定期発行ペース(隔月刊)をまず再確認する。その上で、当面する政治方針、獲得目標を限定し、それに対応する宣伝扇動を配置する。ここから、要求される文書の、政治主張、評論、分析、報告などなどの性格が決定される。

こうした機関紙活動の性格の明確化に踏まえて、全員参加の機関紙活動、党外執筆者の広範な組織化いっそう追求されなければならぬ。

技術的にも、組織活動・コミュニケーションの電子化による活動負担の軽減が試みられる必要がある。電子的情報技術についての習

熟に従って、さらに活動分野の拡大が準備される。

(5) 当面の政治計画

当面、辺野古沖海上基地移設阻止・沖縄サミットを目標とする政治闘争の組み立てが焦点になる。これに向かって大衆的政治動員とその計画が必要になる。また統一戦線の形成の活動に踏まえた、共同行動の試み、そのための政治的合意の形成などが検討されなければならない。弾圧対策とともに、警備に伴うサミット開催時のアクセス問題についても事前に調査検討する。

国政レベルでは予算成立後の解散総選挙の可能性、沖縄闘争に関連しては、沖縄県議会選挙、名護市市長リコール運動、再選挙などの動向を念頭に置く。

◇政治日程(略)

(6) 次の総会に向けて

二〇〇〇年夏季台宿を開催し、第一回総会のまとめを行う。

二〇〇一年に第二回総会を開催する。

IV 財政報告(略)

V 運営委員選出(略)

VI 特別報告(以下略)

① 沖縄闘争

② 労働運動

③ 青年学生運動

④ 理論活動

編集後記

定期発刊にいささかでも近づき、少なくとも「情勢」に対応しうる体制はとりつづけたと思っています。

改憲攻撃が急ピッチで進む状況を呈しています。今号で触れた「廃憲」論はまだ熟した議論とはなっていないが、法を法たらしめる「人と人との関係」について無関心であってはならない。支配・従属、差別・抑圧は「法」によってもたらされるかも知れないが、解決するものではない。そう思っています。